



お知らせ

交通災害共済への  
加入申込みは  
お済みですか？

交通災害共済への加入手続きは、区長さん、組長さんを通じて行っていましたが、平成18年度からは、加入希望者自身が加入手続きを行うことになりました。(代理の方でも可)

まだ加入をされていない方は、役場総務課で加入手続きをしてください。  
**加入資格**  
松前町内に居住し、住民基本台帳に登録又は外国人登録している方、及び加入者の扶養者で町外に居住している方

**共済掛金**  
一 般 6000円  
中学生以下 2500円  
(平成3年4月2日生以降)  
**共済期間**  
掛金を納入した翌日から、平成19年3月31日まで  
**請求期限**  
災害を受けた日の翌日から2年以内に請求しなければ無効になります。

問い合わせ  
役場総務課

☎985-4103

標準小作料の  
改訂について

農地の賃貸借については、地主と小作者双方の話し合いにより小作料を定めることになっていきます。

この場合の目安とするため、農業委員会は小作料の標準額を定めてよいことになっていきます。今回の改訂小作料は平成18年3月1日から適用されていますので参考にしてください。

また、小作料の変更契約を行った時は、速やかに農業委員会へ届けてください。なお、農用地利用集積契約に基づく小作契約は除きます。(契約書は農業委員会に備えていますので、必要な方は申し出てください)

問い合わせ  
農業委員会事務局

☎985-4131

松前町標準小作料額

平成18年3月1日公示 (10アール当り)

農地の区分	小作料の標準額	備考
田の部 上 田	14,000円	収量 水稻 535kg
中 田	11,000円	収量 水稻 525kg
畑の部 普通畑	17,000円	収量 たまねぎ 3,000kg かぼちゃ 4,000kg

銃砲刀剣類の  
登録について

銃砲刀剣類を新たに発見された場合は、最寄りの警察署への発見届出後、速やかに発見者(所有者)自身が銃砲刀剣類を持参し、登録の手続きをしてください。

**日時** 偶数月第3水曜日  
(祝日の場合は翌日)  
**刀剣類** 13時～16時30分

古式銃砲 16時～16時30分  
会場 愛媛県庁第1別館  
9階会議室  
松山市一番町4-4-2

持参品

- ① 銃砲刀剣類発見届出済証
- ② 当該銃砲刀剣類
- ③ 身分証明書
- ④ 手数料(愛媛県収入証紙)1件につき6,300円

(登録証再交付手数料は3,500円)

※ 愛媛県の収入証紙を事前に購入してください。  
愛媛県収入証紙の取扱所は、伊予銀行本店・愛媛県庁支店(本館2階)、愛媛銀行県庁支店(第2別館1階)、愛媛県信用農業協同組合連合会愛媛県庁支店(第1別館1階)などがあります。

注意

銃砲刀剣類は発見時の状況のままで持参してください。なお、布等で包むなどの安全措置をお願いします。

登録手数料は登録できない場合も返還できませんのでご了承ください。  
※ 必ず事前に問い合わせし、

春の行政相談と  
行政相談所の  
開設について

指示を受けてからお越しください。  
問い合わせ  
愛媛県教育委員会  
文化財保護課

☎912-2976

総務省では、行政相談制度を広く知っていただき、その利用を促進するため、今年度は、5月22日(月)から28日(日)までの一週間を「春の行政相談週間」と定め、全国的に各種行事を行うこととしています。

この週間行事の一環として、松前町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、次のとおり行政相談所を開設しますので、お気軽にご利用ください。

なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

**日時** 5月25日(木)  
10時～15時  
**場所** 松前町役場庁舎  
4階 401会議室

**行政相談委員**  
鳥谷 太紀勇